

災害時における資機材のレンタルに関する
協定書

令和3年5月12日

鈴 鹿 市

株式会社レンタルのニッケン 鈴鹿営業所

災害時における資機材のレンタルに関する協定

鈴鹿市（以下「市」という。）と株式会社レンタルのニッケン 鈴鹿営業所（以下「レンタルのニッケン」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市がレンタルのニッケンに対して行う資機材の提供の協力要請に関し、その手続等について定め、災害応急復旧活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請及び受諾）

第2条 市はレンタルのニッケンに対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、レンタルのニッケンは市の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

（1）別表1に掲げるもののうち、レンタルのニッケンが調達可能な資機材の供給

（2）前号に掲げるもののほか、市及びレンタルのニッケン双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

（協力要請の手続）

第3条 市が第2条に規定する協力を必要とするときは、文書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 レンタルのニッケンは、受諾した業務が終了したときは、速やかに、市に対し、文書（第2号様式）により、必要事項を報告するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 第2条に規定する供給物資の引渡し日時及び供給の方法は、市が指定し、引渡し場所は、原則としてレンタルのニッケンが指定するものとし、引渡し場所に市又は市が指定する者が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づき、レンタルのニッケンが受諾した業務に要した費用の対価は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、市及

びレンタルのニッケンが協議の上決定し、市が負担するものとし、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかにレンタルのニッケンに支払うものとする。

(補償)

第6条 第3条第1項に規定する要請に基づき、第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 市及びレンタルのニッケンは本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

(情報の共有等)

第8条 市及びレンタルのニッケンは、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、市及びレンタルのニッケンが協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、市又はレンタルのニッケンから何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及びレンタルのニッケンがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月12日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

三重県鈴鹿市大池三丁目2番45号
株式会社レンタルのニッケン 鈴鹿営業所
所長

別表 1

災害時に提供を要請する資機材
[資機材] ・車両（乗用車，ダンプカー，高所作業車等） ・油圧ショベル ・ブルドーザ ・発電機 ・送風機 ・測量機器 ・小型機械工具 ・照明器具 ・空調機器 ・暖房器具 ・仮設トイレ ・暖房器具 ・その他，調達可能な資機材

第1号様式

年 月 日

株式会社レンタルのニッケン
鈴鹿営業所
所長

様

鈴鹿市長

要請書

「災害時における資機材のレンタルに関する協定」 第3条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1 災害の種類及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資の内容

依頼 番号	要請期日	必要とする 物資の内容	数量	引渡し日時・ 場所	運搬方法	備考

問い合わせ先

〇〇課（災害対策本部 〇〇班）

電話

FAX

担当

第2号様式

年 月 日

鈴鹿市長 様

株式会社レンタルのニッケン
鈴鹿営業所
所長

報告書

「災害時における資機材のレンタルに関する協定」 第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

供給した物資の内容

依頼 番号	供給開始日	供給した 物資の内容	数量	引渡し日時・場所, 引取人	運搬方法	備考

問い合わせ先

電話
担当

FAX